

「市立図書館におけるデジタルサービス新規導入検討調査委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「市立図書館におけるデジタルサービス新規導入検討調査委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 実施業務能力
- (2) 業務実施方針

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実施能力
 - ア 類似業務の履行実績を有しているか。
 - イ 統括責任者等が類似業務の履行実績を有しているか。
 - (2) 業務実施方針
 - ア 業務に対する考え方が妥当か。
 - イ 業務実施手法が妥当か。
 - ウ 業務実施工程が妥当か。
 - エ 業務実施体制が妥当か。
 - オ ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用、健康経営に関する取組を進めているか。
 - (3) ヒアリング
 - (4) 参考見積りに対する技術提案内容の高度さ
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 評点が同点の場合は、評価事項のうち、業務実施方針の合計点数で再評価を行い、受託候補を特定する。なお業務実施方針についても同点の場合には、評価委員会で協議の上、多数決で最上位を決定する。評価委員会採決が同数となった場合は、委員長が決定する。

- 5 提案者が1者のみの場合は、当該提案者の提案が最低制限基準（評価の合計得点の6割）以上であることを条件に、委員長は出席した評価委員全員の合意をもって当該提案者を1位の者として決定します。
- 6 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会）

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長を置き、次のとおりとする。

委員長	教育委員会事務局小中学校企画課情報教育担当課長
副委員長	教育委員会事務局総務部総務課長
委員	教育委員会事務局教育政策推進課担当課長
	教育委員会事務局中央図書館企画運営課長
	教育委員会事務局鶴見図書館長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 評価委員会を欠席した委員の評価は、採点に含めないこととする。
 - 6 委員長は、評価結果を教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。
 - 7 評価委員会は非公開とする。

（評価結果の審査）

- 第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。
- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
 - (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
 - (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
 - (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
 - (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和7年2月12日から施行する。